

職業実践専門課程を通じた 専修学校の質保証・向上の推進

文部科学省総合 教育政策局 生涯学習推進課
専修学校教育振興室 室長補佐 船木 茂人

2023年2月7日（火） QAPHE公開シンポジウム

● 専修学校の概要等

専修学校制度の概要

専修学校は、社会の変化に即応した実践的な職業教育により、高い就職率を誇る教育機関として重要な役割を果たしている。

○ 目的、課程及び主な要件

目的	職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る。 (学校教育法第124条)		
要件	修業年限1年以上、年間授業時数800時間以上、常時40人以上の在學生 等		
課程	高等課程 (高等専修学校) 入学資格：中学校卒以上	専門課程 (専門学校) 入学資格：高校・高等専修学校 (3年制) 卒以上	一般課程 入学資格：限定なし (学歴不問)

○ 専修学校の現状

区分	学校数	生徒数
高等課程	397校	34,077人
専門課程	2,754校	607,029人
一般課程	138校	21,029人
総計	※ 3,083校	662,135人

※学校数の総計は、それぞれの課程の重複を除く。

○ 他の高等教育機関との比較

区分	専修学校 専門課程	大学	短期 大学
進学率	24.0%	54.9%	4.0%

※進学率はそれぞれ18歳人口に占める入学者の割合。

※大学、短期大学への進学率はそれぞれ学部、本科への進学率。

出典：令和3年度学校基本統計（令和3年5月1日現在）

専修学校の分野

8つの分野に渡り、専門的な知識、技術、国家資格を含む多様な資格が取得可能

工業

Technology Field

生活を支える物づくり、想像を形にする仕事

主な卒業学科

情報処理、土木・建築、電気・電子、自動車整備、ゲーム、CGなど

取得できる資格、職業例

システムエンジニア、ゲームクリエイター、建築士、電気工事士、自動車整備士、インテリアプランナーなど



農業

Agriculture Field

自然を理解し、自然とともに働く仕事

主な卒業学科

農業、園芸、畜産、バイオテクノロジー、ガーデンビジネス、フラワービジネス、動物管理など

取得できる資格、職業例

ガーデナー、園芸技術者、生花デザイナー、食品安全管理スタッフなど



医療

Medical Care Field

病院などで
医師・歯科医師をサポートする専門職

主な卒業学科

看護、歯科衛生、歯科技工、臨床検査、診療放射線、柔道整復、理学・作業療法など

取得できる資格、職業例

看護師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、診療放射線技師、柔道整復師、理学療法士、作業療法士など



衛生

Personal Care and Nutrition Field

キレイ! かわいい! かつこいい! 美味しい! を作り出すプロ

主な卒業学科

調理、栄養、理容・美容、製菓・製パン、メイク、エステティックなど

取得できる資格、職業例

調理師、栄養士、理容師、美容師、パティシエ、食品衛生管理者、メイクアップアーティスト、エステティシャンなど



教育・社会福祉

Education and Welfare Field

子どもからお年寄りまで、
教育や支えが必要な人と接する仕事

主な卒業学科

保育、幼児教育、社会福祉、介護福祉、医療福祉など

取得できる資格、職業例

保育士、幼稚園教諭、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、訪問介護員(ホームヘルパー)など



商業実務

Business Field

資格を取得し、
ビジネスの現場を支えるプロ

主な卒業学科

経理・簿記、秘書、経営、情報、観光・ホテル、医療事務など

取得できる資格、職業例

税理士、公認会計士、秘書、旅行業、ホテルスタッフ、医療事務員など



服飾・家政

Fashion and Home Economics Field

センスを生かし、
生活の中で豊かさを生み出す仕事

主な卒業学科

和洋裁、服飾、ファッションデザイン、ファッションビジネスなど

取得できる資格、職業例

ファッションデザイナー、パタンナー、スタイリスト、ファッションアドバイザー、マーチャンダイザーなど



文化・教養

Culture and General Education Field

多彩な能力を自由に発揮し、
学びや楽しみを提供する仕事

主な卒業学科

音楽、美術、グラフィックデザイン、外国語、演劇・映画、通訳・翻訳、動物、法律行政、スポーツなど

取得できる資格、職業例

デザイナー、通訳、トリマー、公務員、司法書士、行政書士、スポーツインストラクターなど



21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）結果（第19回・令和3年8月公表）



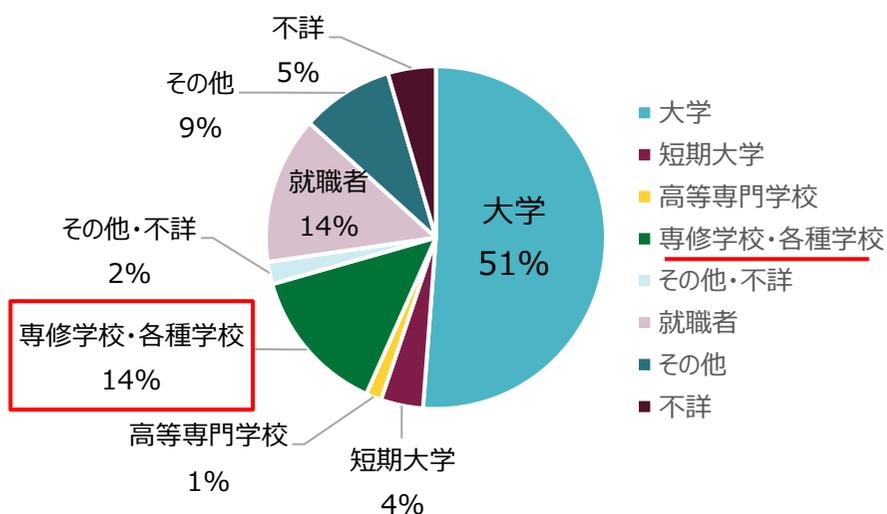
調査概要

目的	2001年（平成13年）出生児の出生時から学校教育、就業に至るまでを継続的に観察し、縦断データを整備することにより、教育に関する国の諸施策を検討・立案するための基礎資料を得る。
対象	<ul style="list-style-type: none"> 全国の平成13年に出生した子供のうち、①1月10日～17日の間に出生した子（1月生）及び②7月10日～17日の間に出生した子（7月生） 今回は第19回目の調査であり、対象者の年齢は19歳。 回答者数は25,504名
時期	令和2年2月28日～4月12日（1月生） 回答者数：12,702名 令和2年7月14日～9月22日（7月生） 回答者数：12,802名
調査項目	現在の状況、家族の状況、将来（進路等）等

調査結果概要

調査対象者の属性

➡ 調査対象者の14%は専修学校・各種学校の生徒である。



対象者数	状況	実数 (単位：人)	割合 (単位：%)
対象者数(総数)		25,504	100
在学者	大学	18,548	72.7
	短期大学	1,025	4.0
	高等専門学校	379	1.5
	専修学校・各種学校	3,546	13.9
	その他・不詳	537	2.1
	就職者		3,553
その他		2,240	8.8
不詳		1,163	4.6

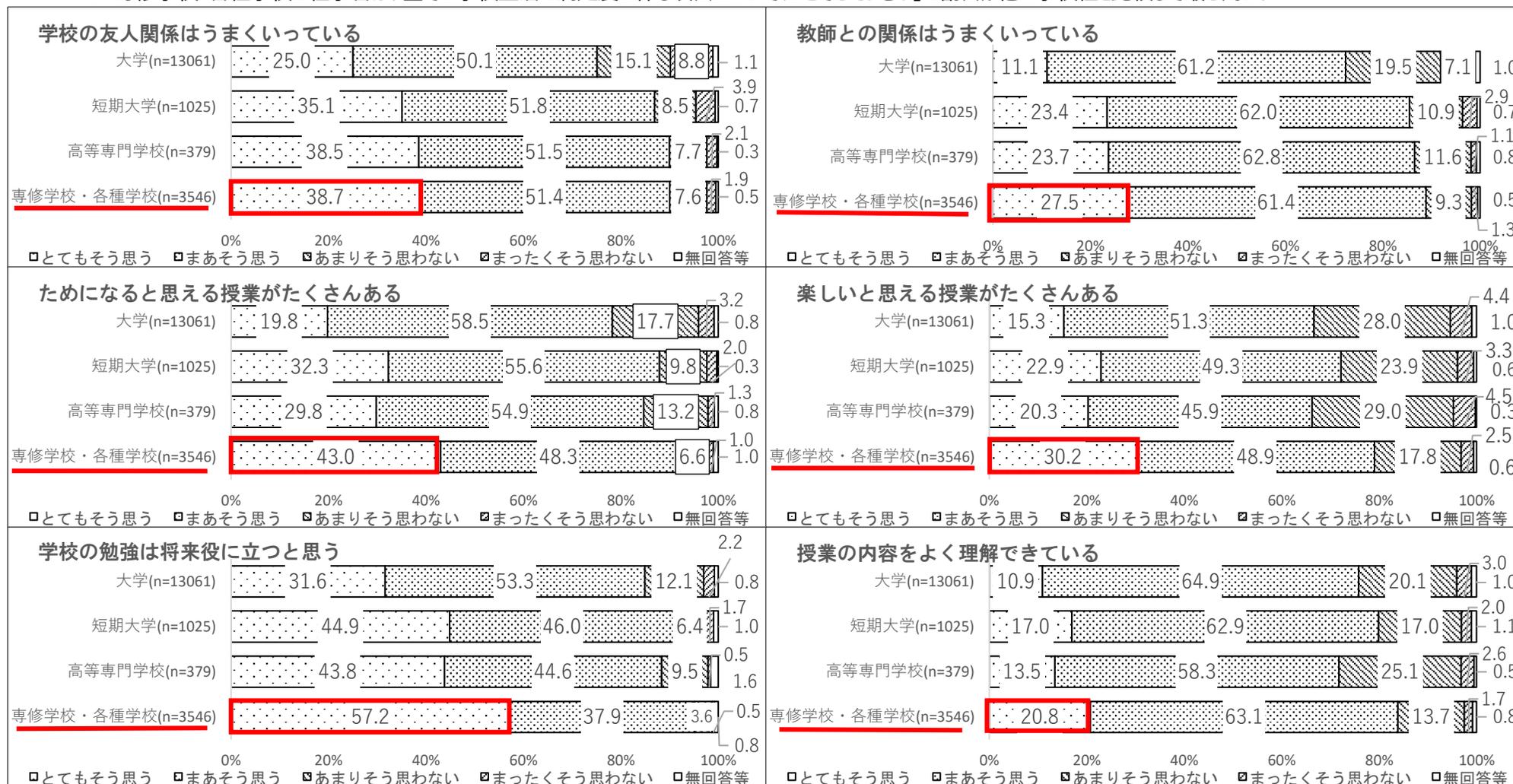
21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）結果（第19回・令和3年8月公表）



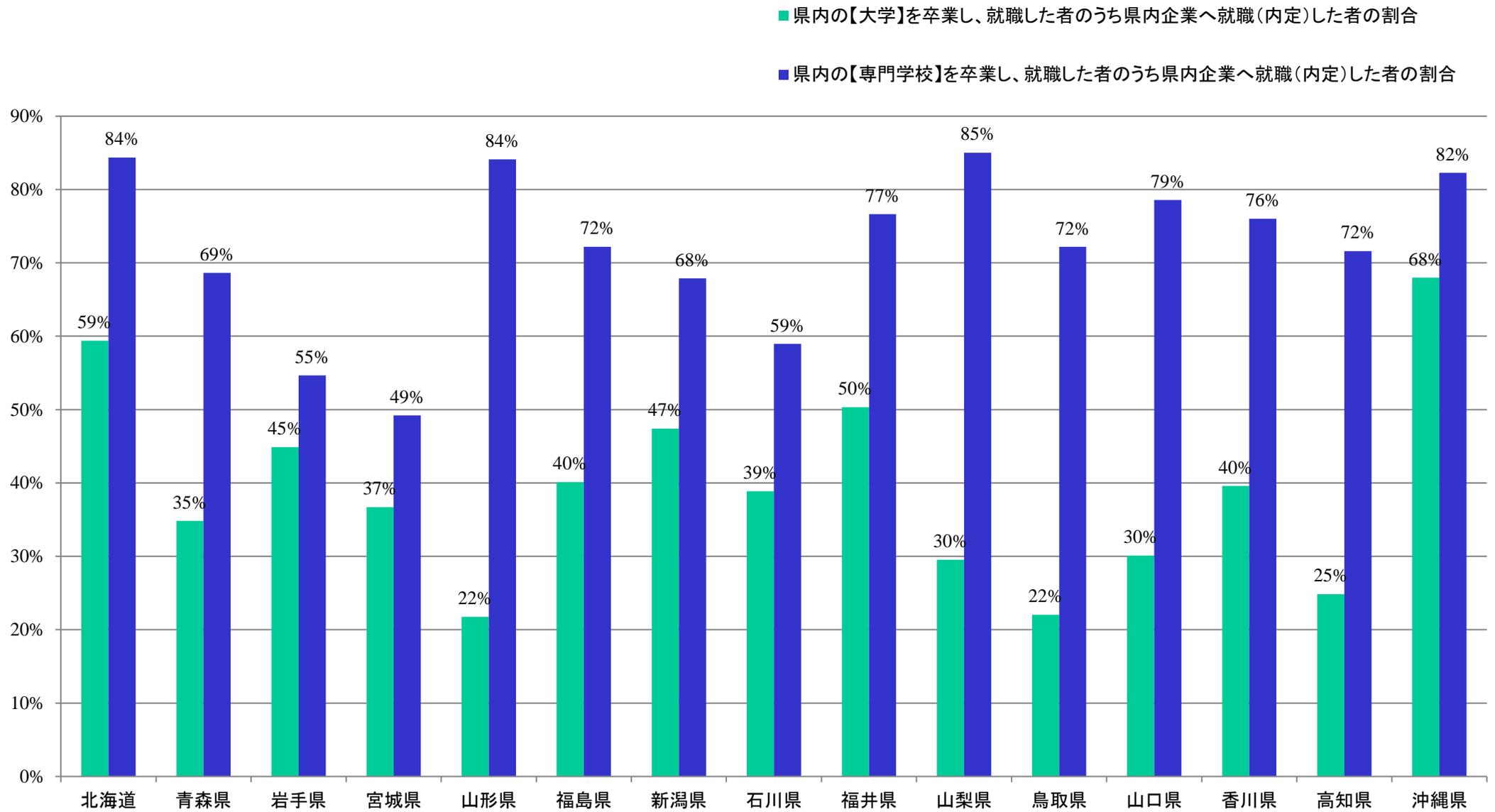
調査結果概要

学校生活の満足度

➡ 専修学校・各種学校の在学者は、全ての学校生活の満足度に係る項目について、「とてもそう思う」の割合が他の学校種と比較して最も高い。



専門学校・大学卒業者における地元就職の状況



令和4年3月卒業者の状況
文部科学省専修学校教育振興室調べ(各県の労働局発表の就職内定状況調査より作成)

● 職業實踐專門課程

職業実践専門課程について

職業実践専門課程とは

専門学校のうち、企業等と密接に連携して、最新の実務の知識・技術・技能を育成する実践的かつ専門的な職業教育に取り組む学科を「職業実践専門課程」として文部科学大臣が認定する制度

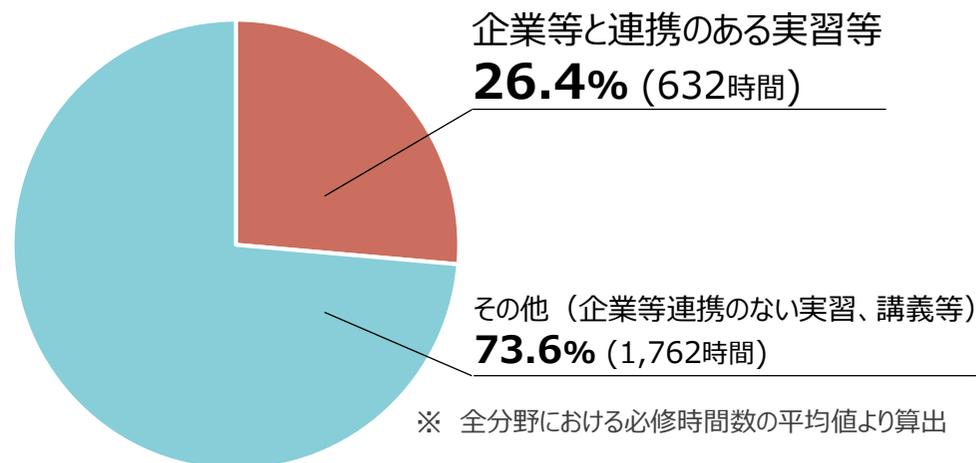
認定要件

- **専門士**※又は**高度専門士**※※の認定課程
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の**教育課程**を編成
- 企業等と連携して、**演習・実習等**を実施
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する**研修を組織的**に実施
- 企業等と連携して**学校関係者評価と情報公開**を実施

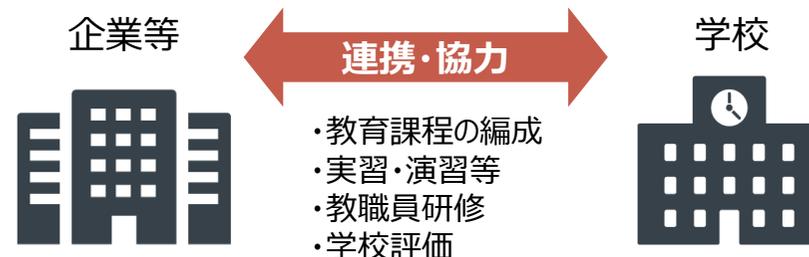
※専門士の認定要件：①修業年限が2年以上、②総授業時数が1,700単位時間（62単位）以上、③試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了を認定

※※高度専門士の認定要件：①修業年限が4年以上、②総授業時数が3,400 単位時間（124 単位）以上、③体系的に教育課程を編成、④試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了を認定

実習の状況



出典：平成29年度「職業実践専門課程」の実態等に関する調査研究（三菱総合研究所）



認定数 **1,083校** **3,154学科**（令和4年3月時点）

認定を受けるメリット

学校

- 企業等と連携して教育課程の編成や実習等を行うことで、**業界ニーズの把握や、養成する人材像を明確化**でき、より実践的な職業教育を行うことができる。
- **学校関係者による学校評価**により、**教育活動や学校運営の改善点が明確**になる。
- 「職業実践専門課程」という枠組みを通じ、教員や高校生、保護者等に対して、**学校の強みを積極的にアピール**できる。

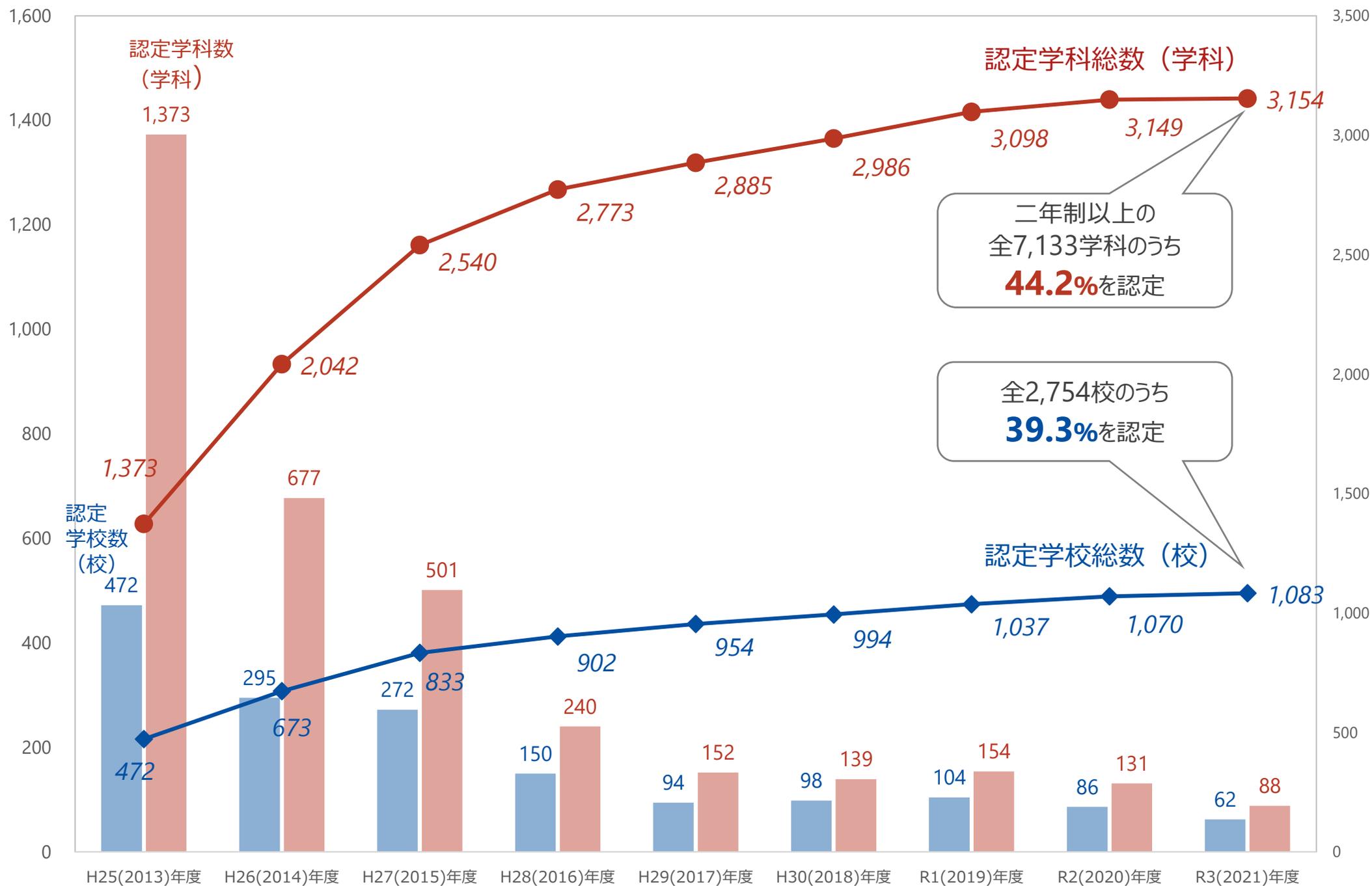
企業

- **派遣社員のスキルアップ**やモチベーション向上。
- 生徒の感性や発想を**商品開発や現場の改善**に活かせる。

生徒

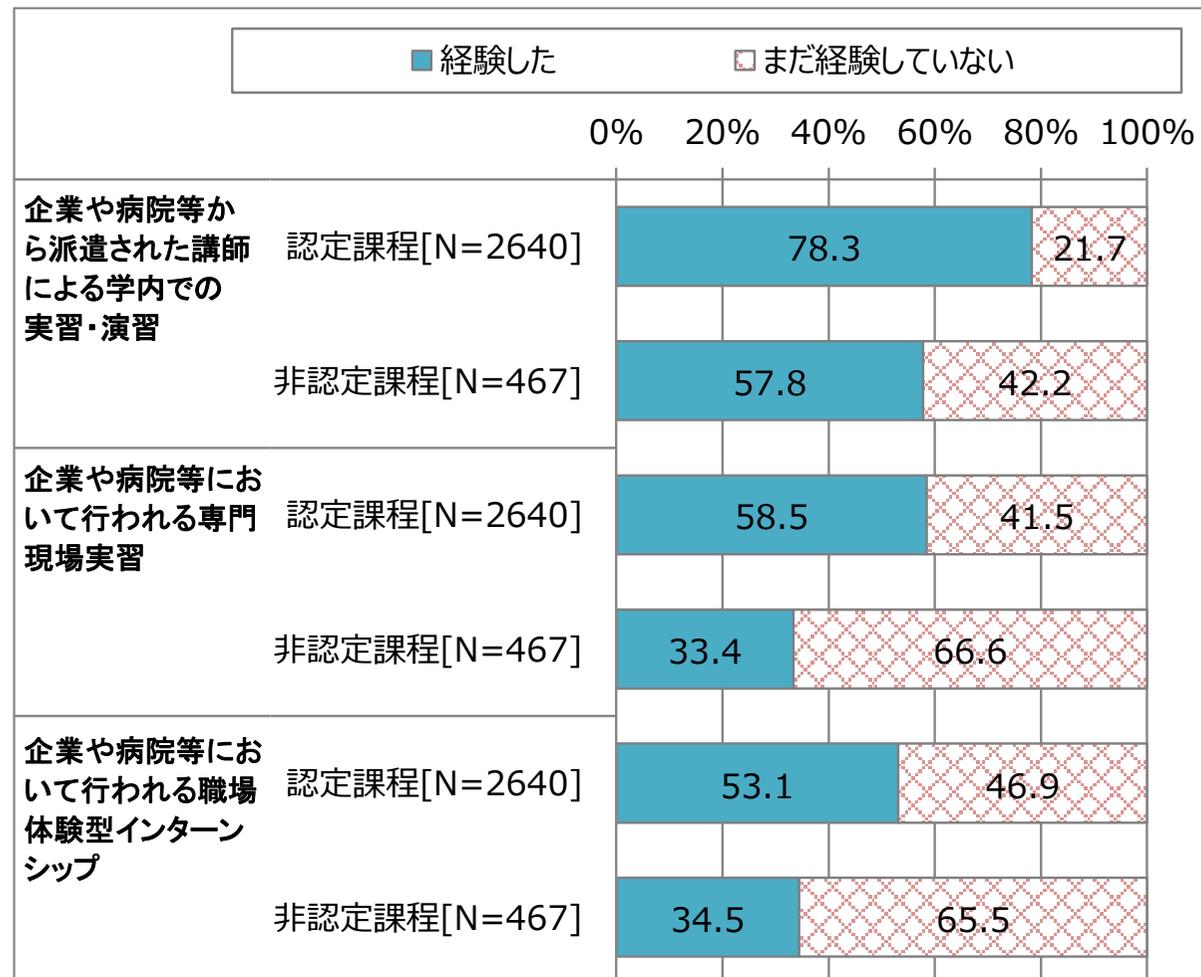
- **企業等のニーズを反映したカリキュラム**を学べる。
- 実習等により現場の生の声を聞き、**具体的に働くイメージ**が持てる。
- 教育訓練給付金を受けられることができる。（社会人）

職業実践専門課程における認定校数・認定学科数の推移



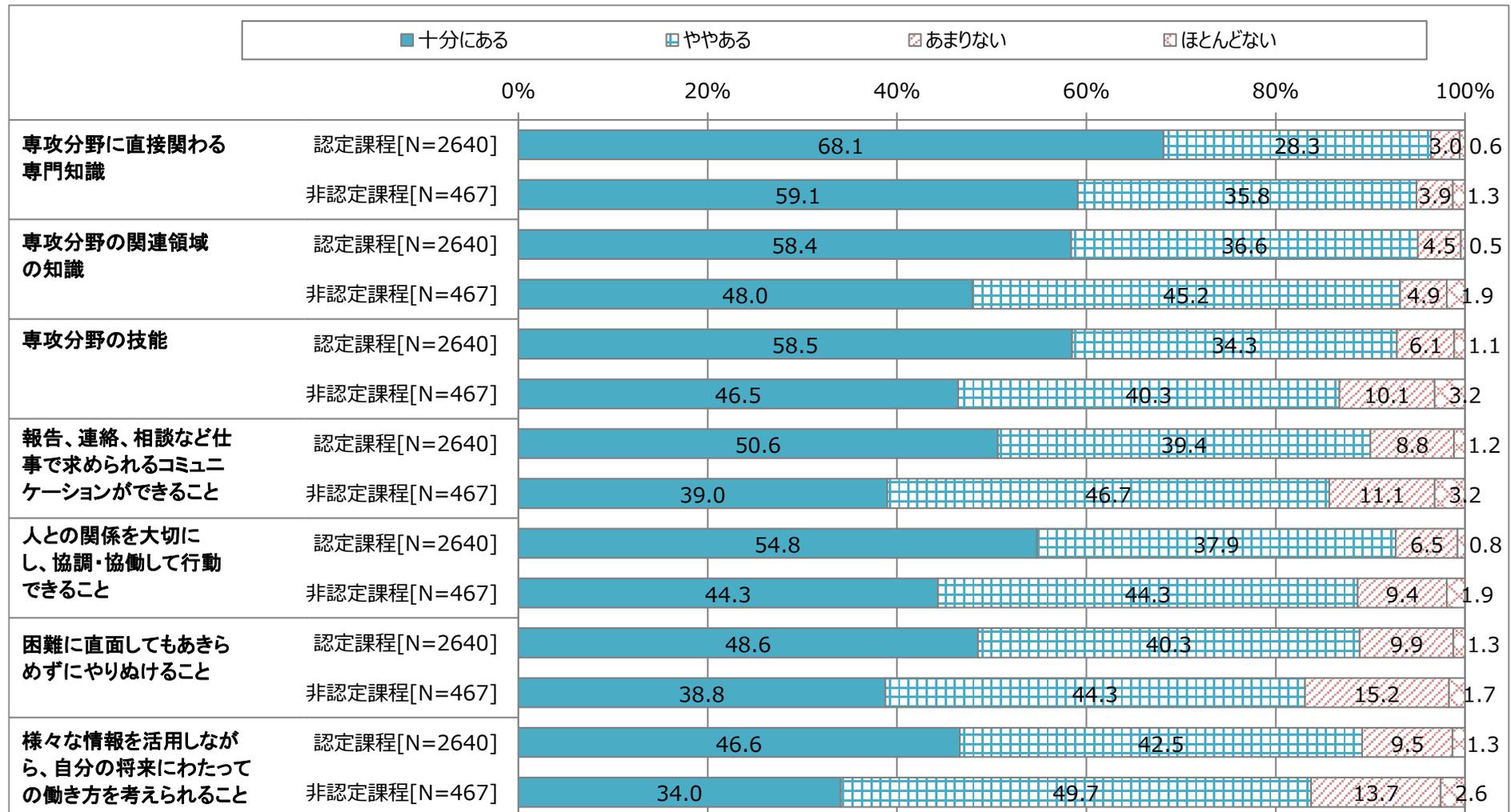
認定学科の学生の方が、企業等と連携した実践的な教育を経験。

図表 企業等と連携した実践的な教育経験(認定有無別)



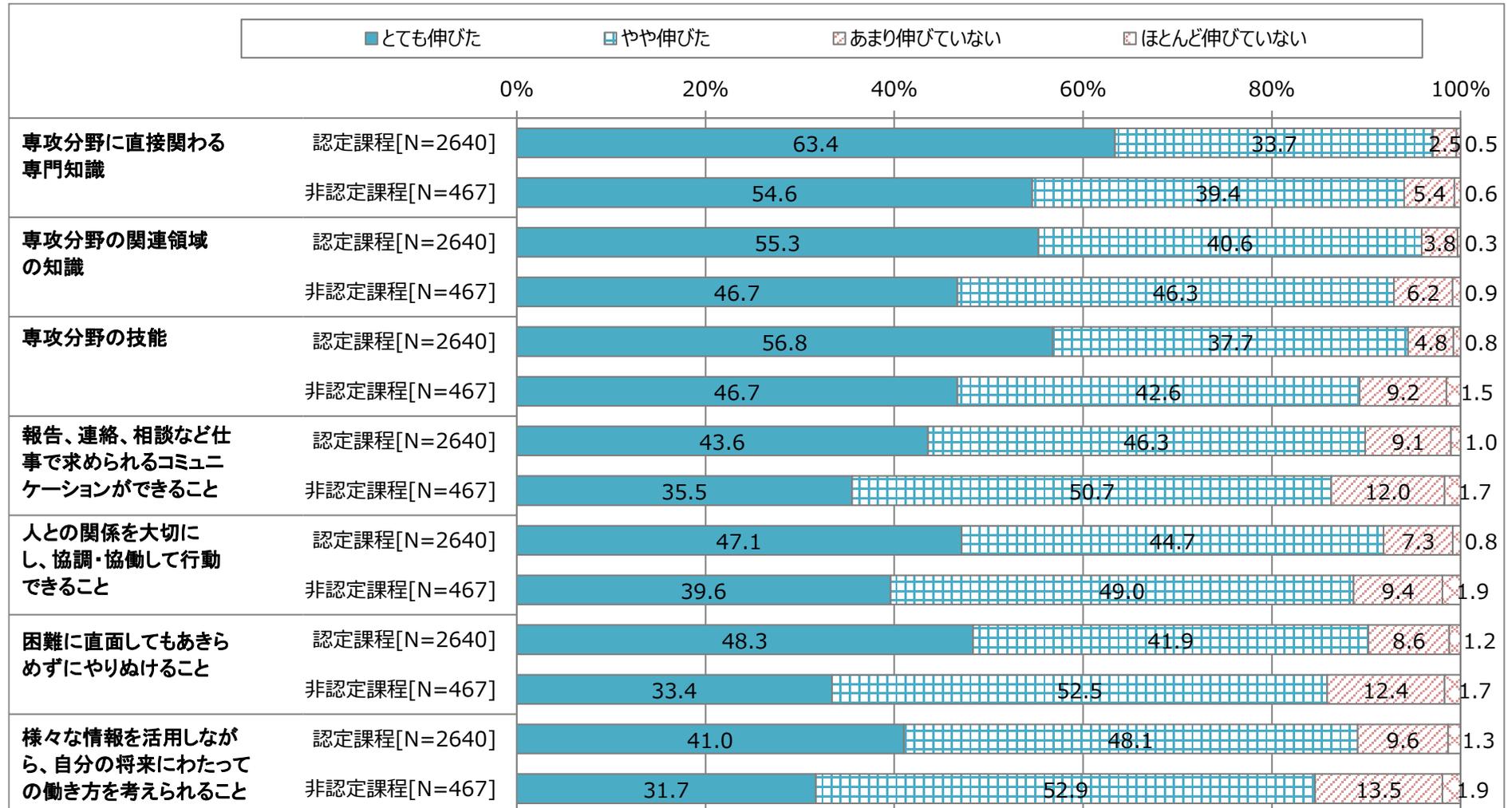
認定学科の学生の方が、さまざまな能力の習得機会が多い。

図表 能力を身につける機会（認定有無別）



認定学科の学生の方が、実際の能力習得実感が高い。

図表 入学以降の教育効果（認定有無別）



※文部科学省平成28年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

● 専修学校の質の保証・向上の推進

1. 職業実践専門課程制度の経緯等

職業実践専門課程は、専門学校のうち、企業等と密接に連携して実践的な職業教育に取り組む学科を文部科学大臣が認定する制度として平成25年度に創設され、教育内容に対する学生・生徒の満足度向上、知識や技術に対する教職員の理解や指導力の向上、職業教育の可視化等に寄与。一方で、一層の認知度向上や個々の取組の充実を図りながら、更なる普及を図っていくことが課題。

2. 職業実践専門課程の充実方策

（1）学修目標の具体化

個別企業の人材ニーズのみならず、業界全体や地域において必要とされる人材像の明確化が重要

（2）教育課程の編成・実施

① 教育課程編成委員会

知見のある企業等委員の参画、企業等委員の意見が適切に教育課程に反映されることが必要

② 実習・演習等

企業等との連携の在り方について具体的な要件の明確化、企業等と連携した学修成果の評価が重要

③ 教職員研修等

実務に関する知識・技能の修得・向上、指導力向上など事務職員を含む組織的な研修体制の構築、実務家教員の配置の在り方の検討が必要

（3）学修成果の可視化、学校評価及び情報公開

① 学修成果の可視化

企業等で必要とされている人材育成成果の客観的な明示、学修ポートフォリオの活用、卒業生の修得能力の把握等が重要。

② 学校評価

評価の結果を踏まえた教育活動と学校運営の改善が重要。更なる充実のため、職業教育における第三者評価の仕組みも参考にした検討が必要

③ 情報公開

教育の質保証・向上や関係業界との連携促進等に資するため、優良事例を活用しつつ更なる情報公開を図る

（4）専門士との連携

職業実践専門課程の認定要件として専門士の認定を受けていることを求めることを検討

（5）PDCAサイクルを支える基盤

組織的な教職員体制の構築、研修の充実とともに各教員の授業改善とフィードバックを継続的に行うこと等を通じてPDCAサイクルを回し、職業教育のマネジメントを効果的に発揮する必要

（6）職業実践専門課程充実に向けた具体的方策

- ・ 実施要項の見直し又はガイドライン等の作成による職業実践専門課程の認定要件明確化
- ・ 職業実践専門課程のフォローアップ手法の見直しを通じた更なる質の向上
- ・ 職業実践専門課程認定校における更なる高度化等の取組支援
- ・ 高専連携の取組等を通じた都道府県や企業との理解促進
- ・ 都道府県関係部局における更なる連携促進

3. 更なる検討が必要な事項

- ・ 中期計画の策定を通じた経営基盤の強化
- ・ 遠隔授業を効果的に実施するための在り方の検討
- ・ 専修学校におけるリカレント教育の充実 等

職業実践専門課程認定校への都道府県補助について

職業実践専門課程について

専門学校のうち、特に企業等との連携体制を構築し、実務の最新知識・技術・技能を身につけられるよう、より実践的な職業教育に取り組んでいる学科について、平成26年度より文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定。

職業実践専門課程認定校への都道府県補助について

- ・ **19都府県**で職業実践専門課程認定校への補助を実施。(※令和3年度。実施府県は下図のとおり。)
- ・ 職業実践専門課程が制度化(平成26年度)された翌年度以降、**毎年度、同課程認定校に対する独自の補助制度を有する自治体が増加**。
- ・ 職業実践専門課程認定校に係る追加的な経費への都道府県補助について、**令和4年度から特別交付税措置**。

参考：職業実践専門課程の認定状況
(令和4年3月25日時点)

- ・ 学校数：1,083校(39.3%)
- ・ 学科数：3,154学科(44.2%)

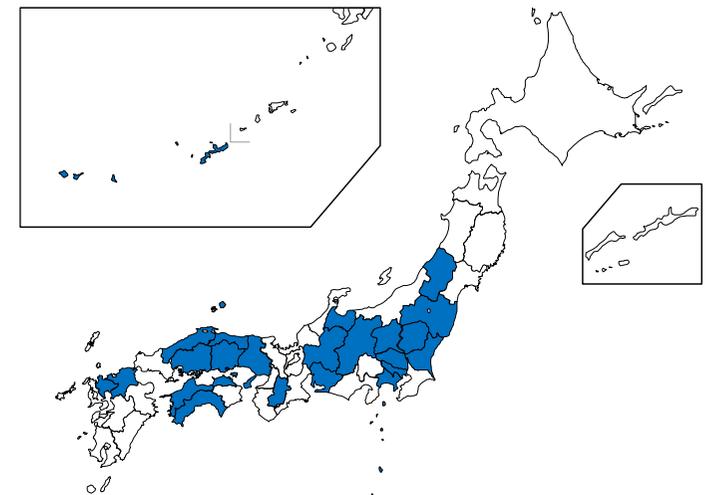
※合計欄の()内の数字は全専門学校数(2,754校)、修業年限2年以上の全学科数(7,133学科)に占める割合。

職業実践専門課程認定校への
補助を行っている都道府県数
(令和4年6月時点)

令和3年度：19都府県



令和4年度：24都府県



図：職業実践専門課程認定校への補助を行っている自治体(令和4年6月時点)
(山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、富山県、長野県、岐阜県、愛知県、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、沖縄県)

専修学校における学校評価・情報公開の状況

区分		実施率・公表率		概要
		平成25年 5月1日現在	→ 令和3年 5月1日現在	
情報公開		実施	19.7% → 87.6%	学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報の積極提供
学校評価	自己評価	実施	66.7% → 91.5%	各学校において自らの学校の状況について行う評価
		公表	22.2% → 83.1%	
	学校関係者評価	実施	24.9% → 75.7%	学校関係者による評価 (自己評価の結果を用いて行う)
		公表	8.1% → 71.3%	
	第三者評価	実施	4.8% → 8.2%	学校から独立した第三者が、専門的・客観的視点から行う評価
		公表	2.0% → 7.0%	

全ての専修学校は、学校教育法上、情報公開と自己評価が求められる。

職業実践専門課程においては、学校関係者評価が認定要件とされている（学校教育法施行規則上は努力義務）。

出典：私立高等学校等の実態調査

職業実践専門課程の公表様式（別紙様式4）

(別紙様式4)
【職業実践専門課程認定後の公表様式】

令和〇年〇月〇日 ※1
(前公表年月日:令和〇年〇月〇日)

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地		
〇〇専門学校	明治33年1月0日	〇〇〇〇	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 (住所) 〇〇〇〇〇〇〇〇 (電話) 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地		
学校法人〇〇学園	明治33年1月0日	〇〇〇〇	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 (住所) 〇〇〇〇〇〇〇〇 (電話) 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
分野	認定課程名	認定学科名	専門士	高度専門士	
〇	〇〇専門課程	〇〇科	平成〇年文部科学省 認定	平成〇年文部科学省 認定	
学科の目的	〇〇〇〇				
認定年月日	平成〇年〇月〇日				
修業年限	昼夜	必要経費の軽減に必要な 税控除特例又は税単位 数			
〇	〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
生徒総定員	生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数
〇人	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人
学期制度	■1学期:〇月〇日～〇月〇日 ■2学期:〇月〇日～〇月〇日 ■3学期:〇月〇日～〇月〇日		成績評価	■成績表: 〇 ■成績評価の基準・方法 評価の基準: 〇〇〇〇〇 評価の方法: 〇〇〇〇〇	
長期休み	■学年始:〇月〇日～〇月〇日 ■夏季:〇月〇日～〇月〇日 ■冬季:〇月〇日～〇月〇日 ■学年末:〇月〇日～〇月〇日		卒業・進級 条件	卒業要件:	
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 〇〇〇〇〇		課外活動	■課外活動の種類 (別) 学生自治組織・ボランティア・学園祭等の実行委員会等 〇〇〇〇〇 ■サークル活動: 〇	

就職等の 状況※2	■就職指導内容 〇〇〇〇〇	主な学修成果 (資格・検定等) ※3	〇〇〇〇	〇〇人	〇〇人
	■卒業生数 〇 人 ■就職希望者数 〇 人 ■就職者数 〇 人 ■就職率 〇 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 〇 %		〇〇〇〇	〇〇人	〇〇人
中途退学 の現状	■その他 ・進学者数: 〇人 ・〇〇〇〇〇	※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～④のいずれかに該当する ①国家資格・検定のうち、併了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、併了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄 (例)認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等 〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇人	〇〇人
	(令和 〇 年度卒業生に関する令和4年5月1日時点の情報)		〇〇〇〇	〇〇人	〇〇人
経済的支援 制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: ※有の場合、制度内容を記入 〇〇〇〇 ■専門実践教育訓練給付: ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載 〇〇〇〇	0	0	0	0
第三者による 学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体: 〇〇〇〇 受審年月: 〇年〇月 評価結果を掲載した ホームページURL 〇〇〇〇	0	0	0	0



専門職高等教育の水準の向上と 個性的で多様な発展を

職業実践専門課程ポータル

画面ID : 20

専修学校職業実践専門課程認定校のポータルシステム(情報公開・提供システム)です。

多言語対応は機械翻訳のため、誤訳の可能性があることをご了承ください。

[設置者検索](#)

[学校検索](#)

[学科検索](#)

[学科比較](#)

日本語

Translated by machine

● 国際通用性

高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（通称：東京規約）

平成29年12月6日締結
平成30年 2月1日発効

背景

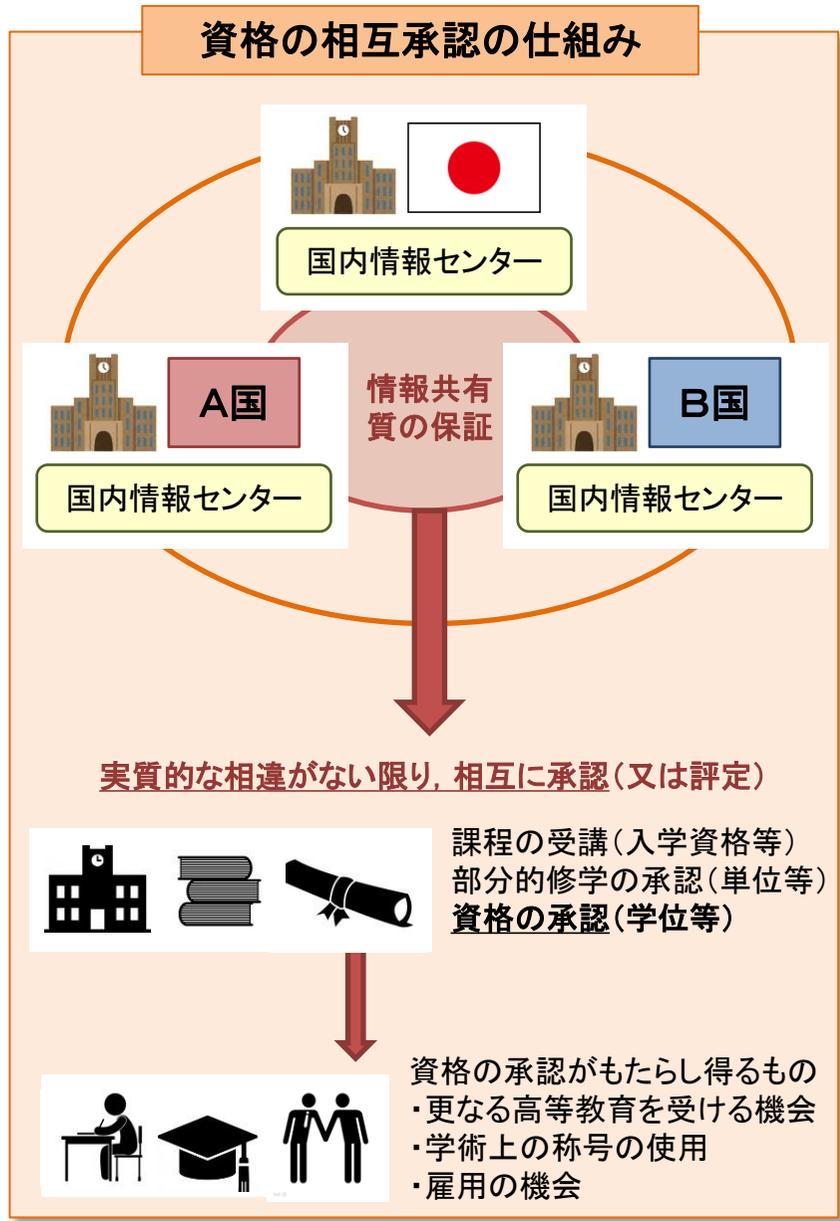
- 1983年:ユネスコの下, バンコク(タイ)において前身の規約を採択。
- 2011年11月:ユネスコの下, 東京において開催された国際会議において, 本規約を採択。

目的

- 締約国間で高等教育の資格の相互承認等を行うことにより, 学生及び学者の移動を容易にし, アジア太平洋地域における高等教育の質を改善する。

主な内容

- ◆ 締約国は, 資格の評定・承認の**手続及び基準が公正かつ差別的でないものであることを確保する。**(第3章)
- ◆ 締約国は, 資格の内容に**実質的な相違がない限り**, 下記①～③について, **他の締約国が付与した高等教育の資格(含:オンライン学習等による資格)を承認又は評定する。**
 - ①高等教育課程を受講するための要件(入学資格等)(第4章)
 - ②部分的な修学(単位等)(第5章)
 - ③高等教育の資格(学位等)(第6章)
- ◆ 各国は**国内情報センター**を設立し, 情報を交換する。(第8章)



【参考】和文テキスト(訳文): http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/1399120.htm ※文部科学省HP
原文: http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=48975&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html ※ユネスコHP
高等教育の資格の承認に関するガイドライン: http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/1404607.htm ※文部科学省HP

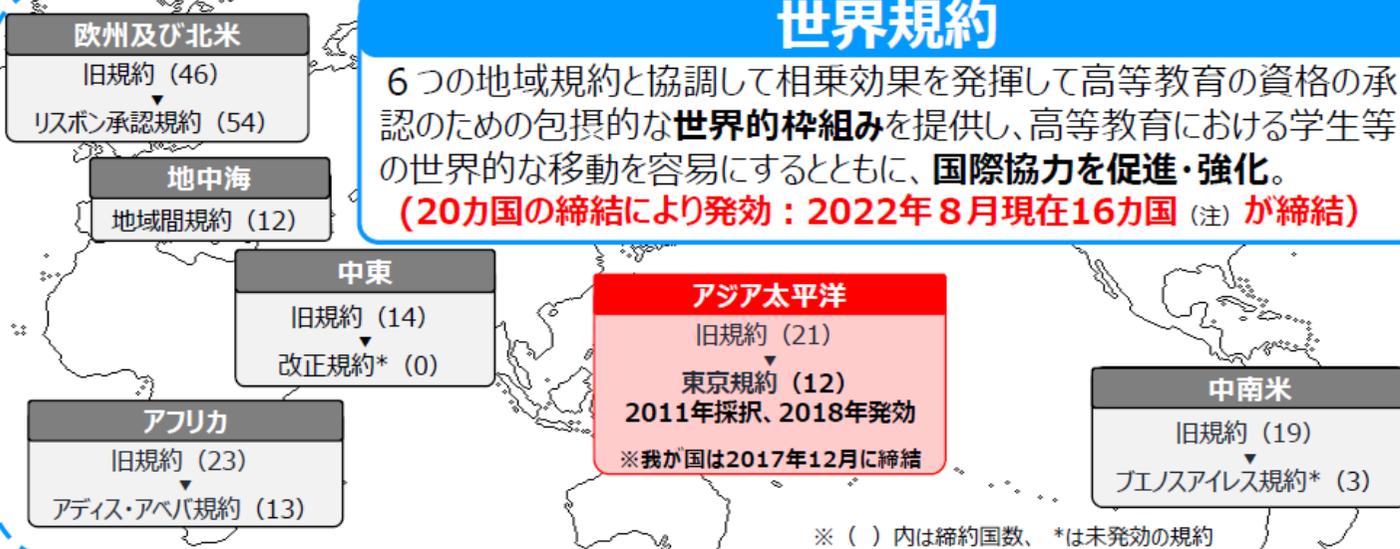
ユネスコ「高等教育の資格の承認に関する世界規約」について

背景

- ユネスコは、1970年代以降、学修経験の承認を他の国においても衡平・公正に取り扱うことの重要性を認識し、高等教育の資格(入学資格、単位、学位を含む)の承認等を促進させることを目的に、**6つの「地域規約」**を採択(いずれも発効済)。
- グローバル化の更なる進展等を受け、地域規約と協調して**相乗効果**を発揮する目的で、2019年第40回ユネスコ総会にて「**高等教育の資格の承認に関する世界規約**」を採択。

世界規約

6つの地域規約と協調して相乗効果を発揮して高等教育の資格の承認のための包摂的な**世界的枠組み**を提供し、高等教育における学生等の世界的な移動を容易にするとともに、**国際協力を促進・強化**。
(20カ国の締結により発効：2022年8月現在16カ国(注)が締結)



(注) ルルウェー、ニカラグア、エストニア、フランス、ルーマニア、チュニジア、クロアチア、パチカン、リトアニア、アルメニア、英国、コートジボワール、キューバ、パレスチナ(※我が国は、国家として承認していない。)、スウェーデン及びスロバキア(寄託順)。

主な内容

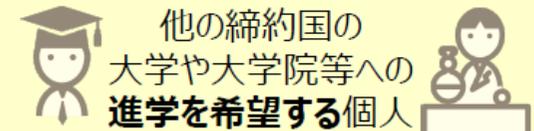
- 締約国における資格の承認は、透明性のある、公正な、時宜を得た及び無差別なものであるべきである。(第3条)
- 締約国は、資格等の内容に実質的な相違がない限り、他の締約国が付与した入学資格や学位等の資格(オンライン学習等を通じて取得された資格を含む)を承認し、又は評定する。また、単位などの部分的な修学及び従前の学習を承認し、又は評定することができる。(第4条～第6条)
- 各締約国は、公式の「国内情報センター(注)」を設立し、及び維持し、自国の高等教育制度等に関する情報へのアクセスを提供する。(第8条)

(注) 日本国内においては、(独)大学改革支援・学位授与機構に設置されている「高等教育資格承認情報センター」が担当予定

締結の意義

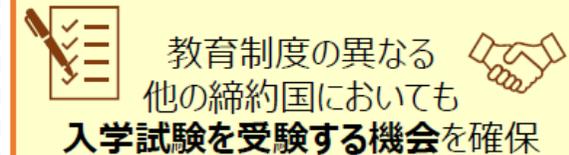
【個人(学生等)のメリット】

高等教育を受ける機会



他の締約国の大学や大学院等への進学を希望する個人

資格の承認



教育制度の異なる他の締約国においても入学試験を受験する機会を確保

【我が国のメリット】

- ◆ 世界の各地域から我が国への外国人留学生の受入れに寄与。
- ◆ 世界の各地域への日本人学生の海外留学の送り出しに寄与。
- ◆ 高等教育の国際化に対する我が国の積極的な姿勢を内外に示すことができる。

高等教育資格承認情報センター設立



高等教育資格承認情報センター
National Information Center
for Academic Recognition Japan

（独）大学改革支援・学位授与機構内に創設（2019年9月1日）

◆ 目的

- ✓ 日本の高等教育資格の国際通用性の確保
- ✓ 諸外国との円滑な資格の承認に貢献すること

◆ 業務内容

- (1) **日本**の高等教育制度、各種高等教育機関概要・一覧、入学要件、資格、質保証の仕組みに関する情報提供
- (2) 東京規約締約国を主とした**外国**の教育制度、資格、質保証制度に関する情報提供
- (3) 諸外国の国内情報センター（NIC）等との連携
- (4) 各種調査研究



留学生等



高等教育を軸としたグローバル政策の方向性 ～コロナ禍で激減した学生交流の回復に向けて～

令和4年7月26日
文部科学省

詳細は、高等教育を軸としたグローバル政策の方向性～コロナ禍で激減した学生交流の回復に向けて～
https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/kagaku/2022/mext_00002.html

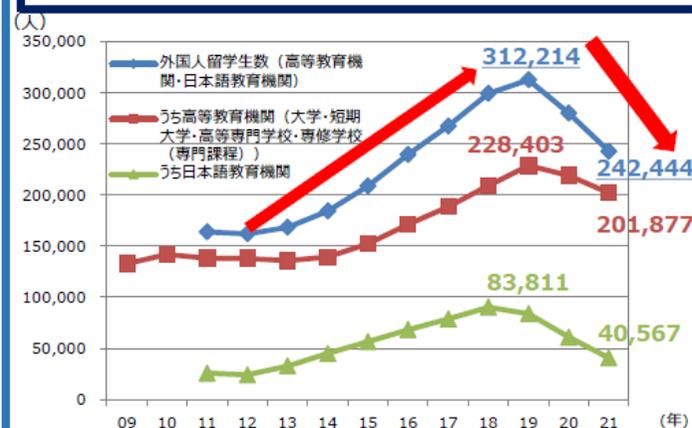


我が国の高等教育をめぐる国際的な交流活動の現状・課題

【現状】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、30万人を達成した外国人留学生の受入れは減少、上昇基調にあった日本人の海外留学者は激減。
- 外国人留学生が入国できなかった状況が続き、日本への就職率も減少したことにより、我が国を支える優秀な人材の確保に深刻な影響。
- グローバル競争の激化、地球規模課題の噴出、国際情勢の変化により、各大学等はこれまで以上にグローバルな課題に対峙。

外国人留学生の受入れが停滞
2019年度31.2万人 ⇒ 2021年度24.2万人 (22.4%減)



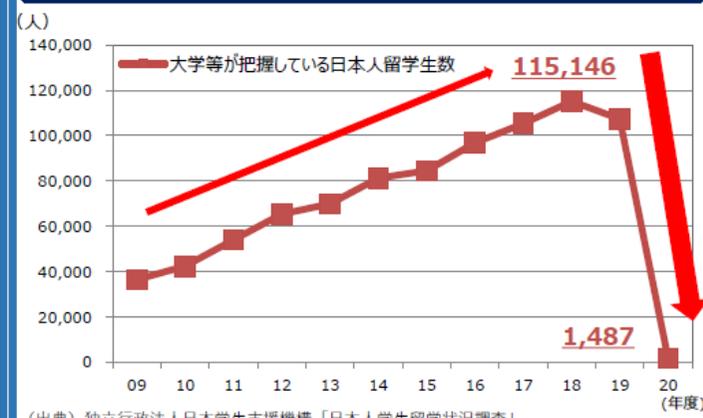
(出典) 独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」
※本調査における留学生数は2011年度より高等教育機関及び日本語教育機関における総数

外国人留学生の就職率の減少
2019年度47.6% ⇒ 2020年度39.9% (7.7%減)



※独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生進路状況調査」に基づき文部科学省で作成
※高等教育機関に在籍した留学生を対象

日本人学生の留学が著しく減少
2018年度11.5万人 ⇒ 2020年度約1,500人 (98.6%減)



(出典) 独立行政法人日本学生支援機構「日本人学生留学状況調査」
※大学間交流協定等に基づく日本人留學生数、及び大学間交流協定等に基づかない日本人留學生数の合計

【課題】

- 急激な人口減少が進む中で、高等教育の質・多様性を高め、社会の活性化・ダイバーシティの深化に向けて、大学・高等専門学校・専門学校をはじめ、世界中から優秀な学生を受け入れ、高度人材として定着させていくことが不可欠。
- グローバル化が進む中で、日本人学生も世界に飛び出し、多様な文化や価値観に触れ、世界中の人々や国内の多様な文化的・言語的背景をもつ人々と協働できる力、広い視野で自ら課題に挑戦する力を身につけた真のグローバル人材として育成していくことが不可欠。
- 優秀な学生を受け入れ、日本人学生を送り出す基盤として、大学等のグローバル化を進めることが重要。
- 重点分野・重点地域の見直しや、経済安全保障など、グローバル化を推進する上で新たに顕在化した課題等への対応が不可欠。1

高等教育において国際的な交流活動を行う意義

優秀な外国人留学生の受入れ・定着

- 少子高齢化が更に進展する今後の我が国の社会の発展を牽引する必要不可欠な**高度外国人材を確保**
- 国内における**教育研究の活性化・水準向上**
- 我が国のよき理解者**として**母国との架け橋**となり、諸外国との国際交流、相互理解と友好親善の増進に寄与
- 知日派人材の育成**を通じ我が国のプレゼンスの向上に寄与
- 我が国と共通の価値観を有する人材の育成/ネットワークの構築
- 我が国の様々な**魅力**を海外へ積極的に**発信・普及**

日本人学生の留学・グローバル人材育成

- 海外に飛び出し、日本では得がたい様々な経験を積み、多様な価値観を持つ世界中の人々との交流により、**異文化理解の促進、アイデンティティの確立、国際的素養の涵養**等、グローバル人材の育成に寄与
- 不確実な時代の中にあっても、視野を広く持ち、自ら果敢に課題に挑戦し、新たな価値を創出し、日本の未来を創る**グローバル・リーダー人材を育成**
- 最先端の教育・研究に触れ、世界中の学生・研究者と切磋琢磨することで、**グローバルに活躍する日本人研究者**を育成

好循環
の創出

高等教育のグローバル化

- 大学・高等専門学校・専門学校を中心に、多様な人材が集い、学び合うことで、社会のダイバーシティの深化やSDGsの達成に寄与
- 高等教育の国際通用性を高めることで、**世界中から優れた人材が集う教育・研究環境基盤を整備**
- 国内外の優れた人材が**切磋琢磨する環境**が醸成され、これからの社会の発展を支える**グローバル人材を育成する基盤を形成**
- 我が国の大学が世界中の大学と協働・交流することにより、**大学の国際競争力の強化**につながり、**イノベーションの創出**に寄与
- 双方向の留学生・研究者・大学間交流が促進され、質の高い**国際流動性・国際頭脳循環**が実現

目標・施策の方向性

- 5年後（2027年）を目途に激減した外国人留学生・日本人学生の留学を少なくともコロナ禍前の水準に回復
- 重点分野・重点地域の再設定に基づき、大学・高等専門学校・専門学校をはじめ、世界中の優秀な外国人留学生を呼び込み、企業・地域等への定着を促進
- グローバル社会で我が国の未来を担う人材の育成に向け、企業、地方自治体等の参画と、段階に応じた海外留学支援を推進
- 国内外の基盤・制度を整備し、我が国の大学等の真のグローバル化を進め、質の高い国際流動性を実現
- オンラインを効果的に活用し、新たな形式での国際的な教育・交流活動の拡大や大学間連携を推進
- 高等教育への足がかりとなる高校段階からの国際交流や、日本語教育機関の水準の維持向上、大学等の真のグローバル化、教育研究力の強化等に寄与する国際頭脳循環の実現など、各種施策とも連携

①戦略的な外国人留学生の確保 **インバウンド**

- 重点分野・重点地域の再設定
- 留学海外拠点、対外広報機関と連携した外国人学生に対する情報発信の強化
- 外国人留学生の就職・起業支援の強化
- 地域における外国人留学生の就職支援の強化
- 知日派人材育成のための留学経験者ネットワークの強化・活性化
- 我が国における日本語教育の質向上
- 高等学校段階における外国人留学生の受入れ
- グローバル化の状況も踏まえた専修学校教育の充実

②産学官あがてのグローバル人材育成 **アウトバウンド**

- 日本人学生の海外留学の拡大と段階に応じた留学支援施策の最適パッケージ化
- 「トビタテ！留学JAPAN」の発展的推進
- 留学ワンストップサービスの構築
- 留学経験者と社会とのネットワーク形成
- 高等専門学校の国際化
- 国際バカロレアの普及促進

③大学等の真のグローバル化を進める基盤・ルールの整備 **基盤構築**

- 大学の更なる国際化の促進
- 国際的なオンライン教育プラットフォーム（JV-Campus）の展開
- 質保証を伴った国際的な大学間連携・学生交流の戦略的推進
- 国際連携教育課程制度（ジョイント・ディグリー）の推進
- 質の高い留学生を受け入れるための環境整備
- JASSOの留学生支援機能の強化
- 質保証を伴った国際流動性を促進する国際的なルールメイキングへのコミット
- 高等教育分野の二国間関係の戦略的構築
- 質保証システムの見直し
- 学事暦・修業年限の多様化・柔軟化の推進
- 学修歴証明のデジタル化の推進
- 国際頭脳循環・国際共同研究の推進

大学等における安全・安心の醸成

- 安全保障貿易管理の徹底
- 研究インテグリティの推進
- 在籍管理の徹底

- コロナ後のグローバル社会を見据えた人への投資にあたり、以下のような論点を検討していくべきではないか。

① コロナ後の新たな留学生受入れ・派遣計画

- ・新たな外国人留学生受入れと日本人学生等の海外派遣の在り方
 - － 大学等における外国人留学生の受入れの質向上や日本人学生等の海外派遣を含めた新たなKPIの設定
 - － 留学の概念の再構築（オンライン教育の進展を踏まえた在り方）
 - － 社会のニーズや国際動向等を踏まえた受入れ地域や分野の重点化
- ・大学等における外国人留学生受入れの質向上や高校段階からの受入れ推進
- ・官民協働やオンラインなど多様な形での日本人学生の海外大学での学びの推進

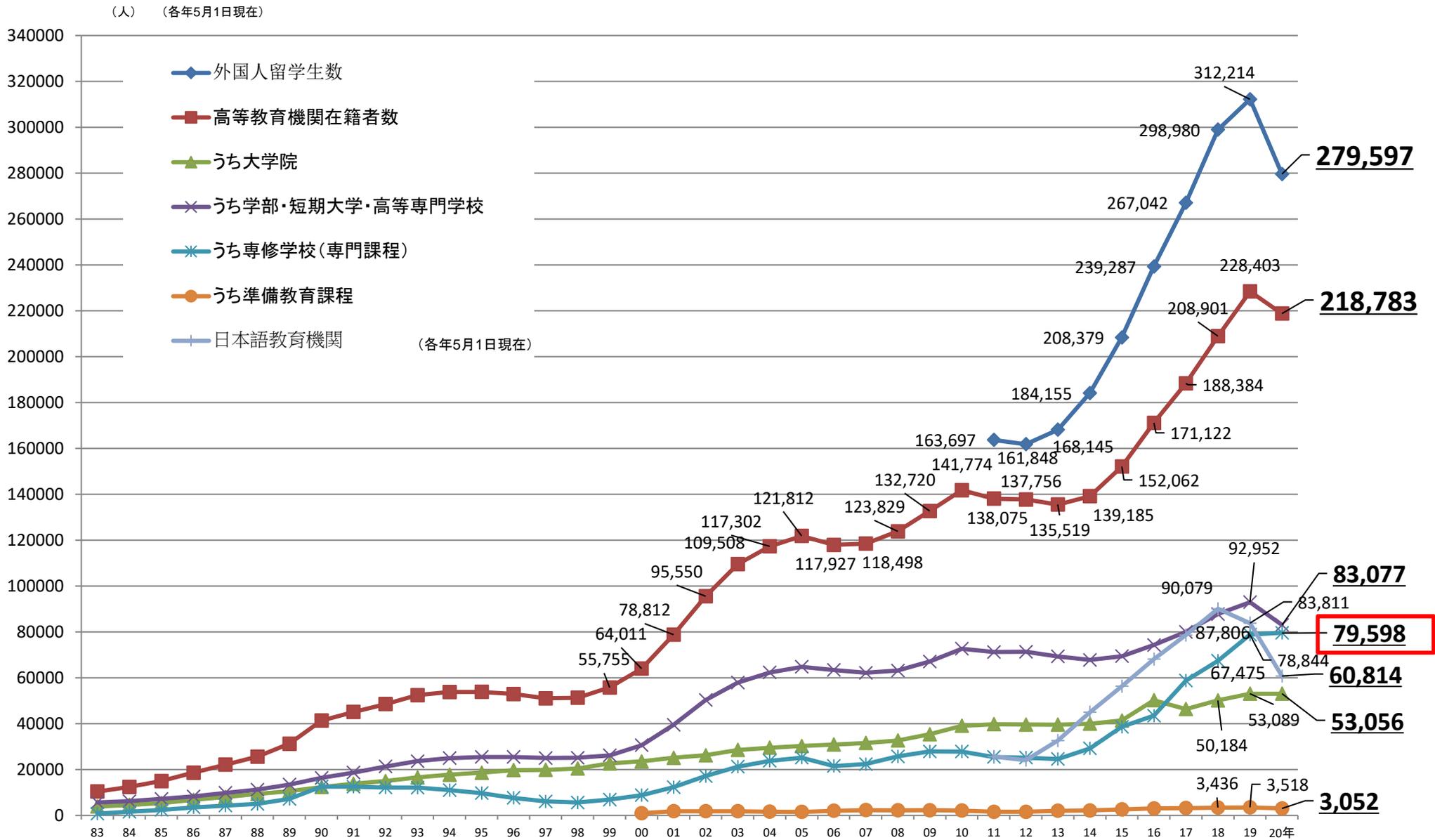
② 卒業後の留学生等の活躍に向けた環境整備

- ・外国人留学生等の高度専門人材としての定着率向上
 - － 高度外国人材の在留資格制度について世界に伍する水準への改革
 - － 企業等の採用・処遇の改善
- ・海外派遣後の日本人学生の就職円滑化に向けた環境整備

③ 教育の国際化の促進

- ・国内大学等の国際化の在り方
 - － ダブルディグリー・ジョイントディグリー取得促進など海外大学との連携推進
 - － 外国人教員や外国語による授業の増加、外国人教員・学生の住環境の整備
- ・外国人材の活躍に向けた教育環境整備（インターナショナルスクールや日本語教育機関等の在り方）
- ・国内大学の海外分校や高専をはじめとする日本型教育の輸出

学校種別・外国人留学生数推移

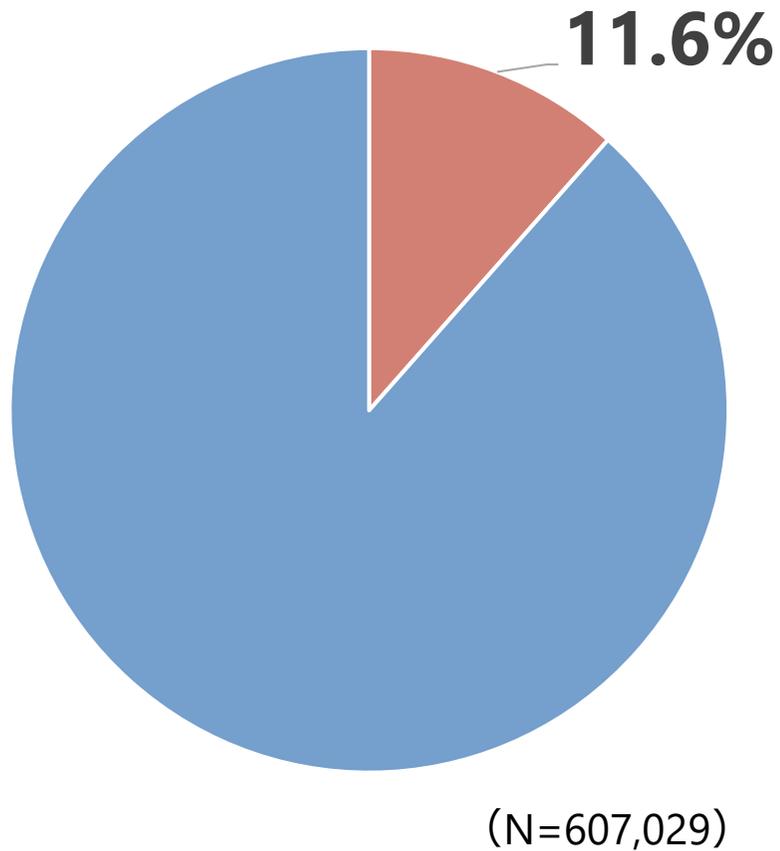


※「出入国管理及び難民認定法」の改正(平成21年7月15日公布)により、平成22年7月1日付けで在留資格「留学」「就学」が一本化されたことから、平成23年5月以降は日本語教育機関に在籍する留学生も含めて計上している。

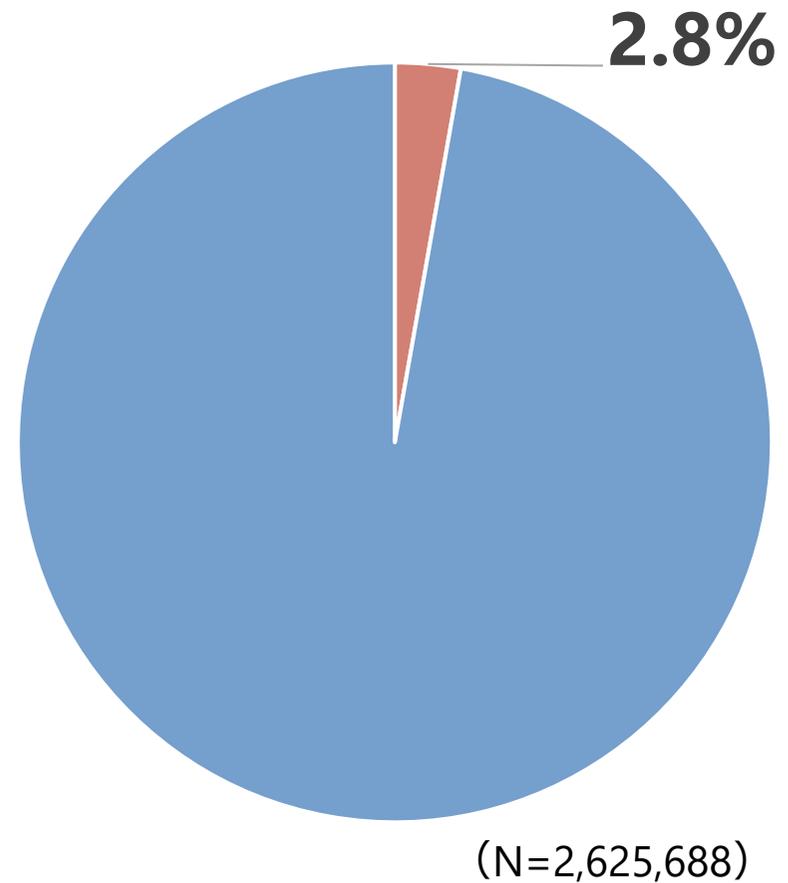
(出典)独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

専門学校における留学生の割合

専門学校における留学生割合



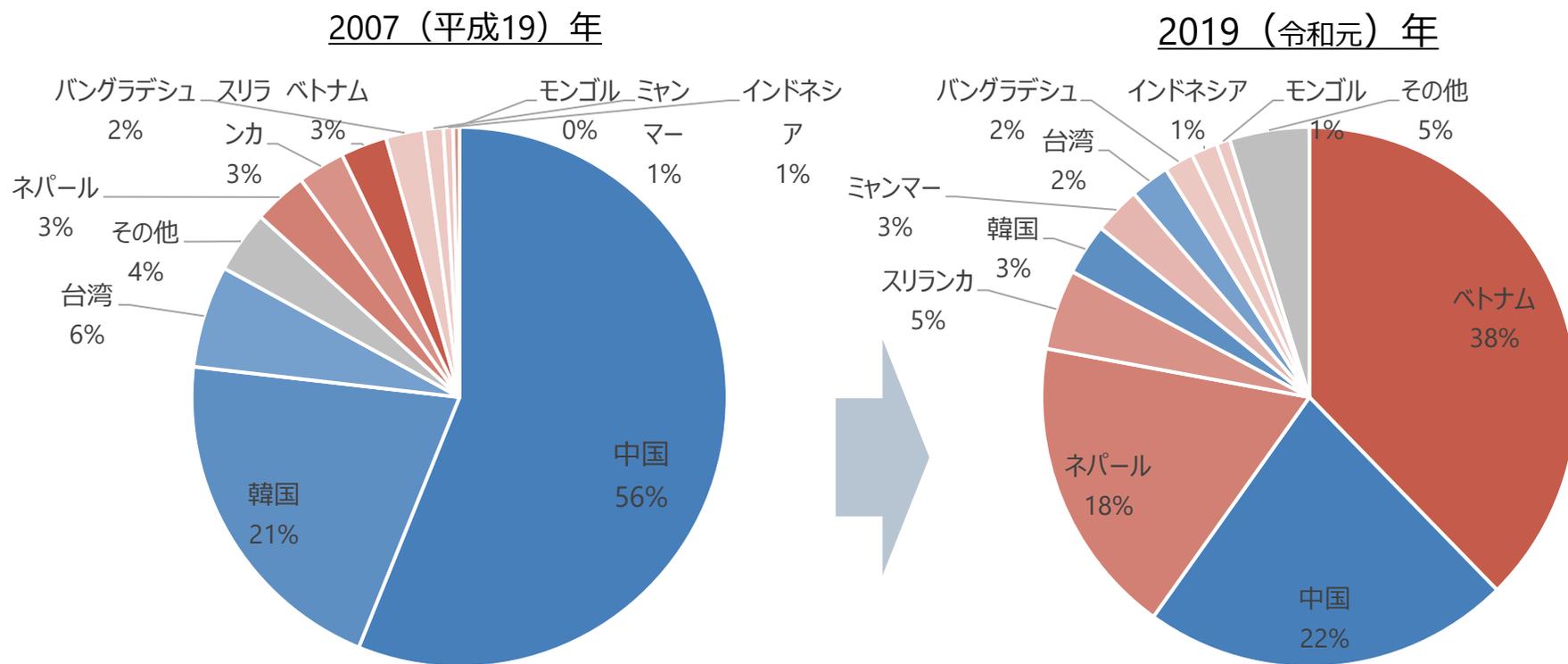
大学（学部）における留学生割合



出典：日本学生支援機構「2022（令和3）年度外国人留学生在籍状況調査結果」
文部科学省「令和3年度学校基本調査」

専修学校専門課程における漢字圏及び非漢字圏の留学生数推移等

国別留学生割合（専修学校専門課程）



漢字圏及び非漢字圏における留学生数推移（専修学校専門課程）

